

## 北海道教育庁胆振教育局定時見積実施要領

(平成22年 3月25日	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成22年 6月 2日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成22年 9月 1日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成23年 4月 1日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成23年 7月 8日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成23年12月26日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成24年 3月16日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成25年 3月27日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(平成27年 6月25日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(令和 2年 3月26日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)
(令和 3年 3月25日改正	北海道教育庁胆振教育局長決定)

### 1 対象となる契約

この要領は、1件の予定価格が160万円未満の物品の調達契約のうち、道立学校運営支援室事務処理要領に基づき教育局長が定める共通物品を含めた別紙に掲げる物品に係る調達契約を対象とする。

なお、この要領に定める手続では必要とする期日までに納品とならない場合は、この要領によらず物品購入事務を行うものとする。

### 2 定時見積参加者の指名

#### (1) 参加の申込み

##### ア 参加の資格

定時見積りに参加できる者は、次の(ア)又は(イ)に該当し、かつ(ウ)に該当する者とする。

(ア) 物品の購入に係る競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「資格者」という。）

(イ) 「小規模事業者及び新規開業者等に対する受注機会の確保・拡大のための物品の供給に係る見積参加申込みの取扱いについて（通知）」（平成15年12月15日付け局物第10240号出納局長通知）の物品の供給に係る見積参加申込者

(ウ) 道内に本店があり、かつ胆振総合振興局管内（以下「管内」という。）に本店、支店、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）を有する者

##### イ 参加申込みの公募等

(ア) 教育局長は、原則として毎年度、次の方法により公平な周知を行った上で、参加申込みの公募を行い、参加を希望する者から申込書（別紙1）の提出を受ける。また、既に指名を受け、参加希望対象契約等申込内容を変更する場合は変更申込書（別紙1-2）の提出を受ける。

A 北海道教育庁胆振教育局の掲示場等に掲示する。

B 北海道教育庁胆振教育局のホームページに掲載する。

(イ) (2)の指名を受けた者が、前年度における定時見積りに誠実に参加し、かつ、誠実に契約を履行したと認められる場合であって、指名を受けた者から辞退の申出がない場合は、翌年度に係る申込書を提出したものとみなし、翌1年度間における定時見積りへの参加者（以下「参加者」という。）として指名したものとする。

##### ウ 定時見積参加地区、地域及び納品先

(ア) 1件の予定価格が30万円未満の契約  
本店等の所在地に応じ別表1のとおりとする。

(イ) 1件の予定価格が30万円以上の契約  
本店等の所在地に応じ別表2のとおりとする。

#### (2) 参加者の指名

ア 教育局長は、(1)により申込書の提出を受けたときは、参加の資格のほか、必要事項を確認の上、毎年3月に当該申込者を翌1年度間における定時見積りへの参加者として指

名し、その旨を通知文（別紙2）に見積参加心得を添付して通知する。

イ 教育局長は、年度の途中で申込書の提出があったときは、随時に指名する。

(3) 指名の取消し

ア 教育局長は、参加者が次に掲げる場合に該当するときは、当該参加者の指名を取り消す。

(ア) 参加者がその資格を有しないこととなったとき（競争入札への参加を排除されたことによる資格の消滅の場合を除く。）

(イ) 参加者の氏名が、物品の供給に係る見積参加者名簿から削除されたとき（資格者となったことによる名簿からの消滅の場合を除く。）

イ 教育局長は、参加者が競争入札への参加を排除されたとき若しくは指名を停止されたとき又は物品の供給に係る見積参加申込者である参加者に競争入札への参加排除の要件若しくは指名停止の要件に該当する事実があることを知り、当該参加者を資格者の例により一定期間契約の相手方としないこととしたときは、これらの措置の期間に係る参加者の指名を取り消す。

ウ 教育局長は、ア及びイの規定により参加者を取り消したとき又は参加を制限したときは、その旨を書面により当該参加者に通知する。

3 定時見積りの執行

(1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録（別紙3）を提示して行う。  
なお、見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付するものとする。

ア 提示の方法

(ア) 北海道教育庁胆振教育局執務室（以下「執務室」という。）の所定の場所において閲覧に供する。

(イ) ファクシミリ又は電子メールにより参加者に送信する。

イ 提示の日時

(ア) 物品の購入契約

A 毎月、別途定める金曜日の午前10時から翌週水曜日の午後1時まで（金曜日又は水曜日が閉庁日の場合は翌開庁日）ただし、1件の予定価格が30万円以上の契約については木曜日の午後1時まで延長する（金曜日が閉庁日の場合は翌開庁日）。

B その他別途指定する日時

(イ) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡する。

(2) 見積書の提出方法

ア 見積書の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで受け付ける。

(ア) 執務室に設置した見積箱に投函する。

(イ) 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒051-8558 室蘭市海岸町1-4-1

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。）第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる（1件の予定価格が30万円未満の契約）場合であって、見積書に相当する書類を提出する場合は、次の方法によることができる。

ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ : 0143-22-6950（胆振教育局代表ファックス）

メールアドレス : ibkyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp

（件名には、「○月○日定時見積り」という文字を含ませること。）

(3) 契約の相手方の決定

ア 教育局長は、見積りの提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積りをした参加者を契約の相手方として決定する。

イ 教育局長は、決定の結果を次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日の翌日までに発表する。

なお、閲覧等の期間は、次回の契約内容の提示日の前日までとする。

(ア) 執務室において閲覧に供する。

(イ) ファクシミリ又は電子メールにより、当該参加者に対し送信する。

ウ 教育局長は、契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定する。この場合において、見積書を提出した者が来庁してくじを引くものとするが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引くものとする。

エ 教育局長は、提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、2回目の定時見積りを行うものとする。

なお、別表1により1回目の定時見積りを行った場合は、2回目の定時見積りは予定価格に関わらず別表2により行うものとする。この場合において、定時見積りの契約内容の提示は、2回目であること、予定価格に関わらず別表2により行うことを明示するものとする。

オ 教育局長は、提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止める。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表する。

#### (4) 発注等の通知

教育局長は、契約の相手方を決定したとき又は定時見積りを取り止めたときは、発注書（別紙4）により発注等の通知と受注内容の確認を行う。

なお、発注等の通知と契約の相手方の決定等の発表は、同日中に行うものとする。

## 定時見積りの対象物品

番号	類別	説明	具体例
1	共通物品 (文具)	文具・事務用品(消耗品)	胆振教育局共通物品一覧のとおり
2	共通物品 (日用品)	台所・清掃用品	
3	共通物品 (OA・電気用品)	OA・電気用品	
4	文具・事務用品(消耗品)、 図書室用品、 パソコン周辺機器	共通物品に含まれない10万円未満(消耗品)の文具・事務機器類、図書室用品、パソコン周辺機器、パソコン用メディア類	文房具、卓上事務機器類(OAクリーナー等)、単価契約していない用紙類、インクジェット用紙、製図用品、図書館用什器(書棚等)、図書装備用品(ブックコートフィルム、ラベルシール等)、貸出用品(図書館用カード等)、増設メモリ、ネットワーク機器、リムーバブルメディア類(USBフラッシュメモリ、SDメモリーカード等)、インクジェットプリンター用インクなど
5	事務機器 (備品)	10万円以上(備品)の事務機器	印刷機、拡大機、シュレッダー、電動裁断機、紙折機、丁合機、ホワイトボード、パソコン、レーザープリンター、プロジェクター、外付けドライブ類など
6	什器・家具	什器関係	鋼製什器(重ね書庫、書庫、金庫、更衣箱、収納棚等)、木製什器、実験・実習用什器、机(OAデスク、長テーブル等)、椅子、掲示板、パーテーションなど
7	台所用品・ 清掃用品	食器、家庭用金物、洗剤等の台所用品、清掃用具・荒物	一般的な家庭台所用品(食器、なべ、箸、台ふきん、タオル等)、清掃用品(石鹼・洗剤、ほうき、バケツ、ゴミ箱、軍手、ポリ容器、ビニール袋等)、その他荒物類(線香等)など
8	家電製品	電気製品(一般家庭用)、 電気製品用消耗品、時計、 写真機類	AV家電(DVDレコーダー、MD・CDデッキ、デジタルカメラ、テレビ、ビデオカメラ、ビデオテープ、DVテープ等)、一般家電(オーブンレンジ、乾燥機、洗濯乾燥機、掃除機、冷凍冷蔵庫、扇風機等)、音響機器(アンプ、スピーカー、チューナー、ミキサー、ラック、チャイム等)、投光器、舞台照明(スポットライト、調光器、フットライト等)、電源類(コードリール、OAタップ、充電器等)、浄水器カートリッジ(電気製品の部品)、壁掛け時計など
9	一般教材	教材・教育機器・実習用機器のうち、次に該当しない物品  (1) 機械科等の機械・装置、工具・部品類、電気科等の機械・装置、工具・部品類等 (2) 理科教材・理科実験機器、理科教材等の試薬類、工業薬品類 (3) 家庭科関係(調理・被服・福祉)教材 (4) 特別支援学校用の各種教材 (5) 体育用品、運動部活動用品 (6) 音楽教材 (7) 美術・工芸教材 (8) 書道教材	

別表 1

## 【エリア 1 (地区)】

区分	本店・支店等所在地	納品先
伊達・虻田地区	伊達市、洞爺湖町 壮瞥町、豊浦町	伊達開来高等学校、伊達緑丘高等学校、虻田高等学校、伊達高等養護学校
室蘭 A 地区	室蘭市、登別市	室蘭栄高等学校、室蘭清水丘高等学校、室蘭工業高等学校、室蘭養護学校
室蘭 B・登別地区		室蘭東翔高等学校、室蘭豊学校、登別青嶺高等学校、登別明日中等教育学校
苫小牧 A・白老地区	苫小牧市、白老町	苫小牧南高等学校、苫小牧西高等学校、白老東高等学校、苫小牧支援学校
苫小牧 B 地区		苫小牧東高等学校、苫小牧工業高等学校、苫小牧総合経済高等学校
厚真・安平地区	厚真町、安平町	厚真高等学校、追分高等学校
むかわ地区	むかわ町	鶴川高等学校、穂別高等学校

別表 2

## 【エリア 2 (地域)】

区分	本店・支店等所在地	納品先
胆振西部地域	室蘭市、伊達市 登別市、洞爺湖町 壮瞥町、豊浦町	伊達開来高等学校、伊達緑丘高等学校、虻田高等学校、伊達高等養護学校
		室蘭栄高等学校、室蘭清水丘高等学校、室蘭工業高等学校、室蘭養護学校
		室蘭東翔高等学校、室蘭豊学校、登別青嶺高等学校、登別明日中等教育学校
胆振東部地域	苫小牧市、白老町 厚真町、安平町 むかわ町	苫小牧南高等学校、苫小牧西高等学校、白老東高等学校、苫小牧支援学校
		苫小牧東高等学校、苫小牧工業高等学校、苫小牧総合経済高等学校
		厚真高等学校、追分高等学校
		鶴川高等学校、穂別高等学校

## 物品の購入に係る定時見積参加申込書

年 月 日

北海道教育庁胆振教育局長 様 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

年度において、北海道教育庁胆振教育局が実施する道立学校の物品の購入に係る定時見積りに参加したいので、次のとおり申し込みます。

記

## 1 参加を希望する対象契約

対 象 契 約	参加希望の有無	
(1) 共通物品(文具)の購入	有	無
(2) 共通物品(日用品)の購入	有	無
(3) 共通物品(OA・電気用品)の購入	有	無
(4) 文具・事務用品(消耗品)、図書室用品、パソコン周辺機器の購入	有	無
(5) 事務機器(備品)の購入	有	無
(6) 什器・家具の購入	有	無
(7) 台所用品・清掃用品の購入	有	無
(8) 家電製品の購入	有	無
(9) 一般教材の購入	有	無

該当する欄の有無を○で囲んでください。

## 2 競争入札参加資格者名簿への登載の有無

区 分	名簿登載の有無		資格者名簿番号
物品の購入	有	無	

※ 名簿登載の有無を○で囲み、有る場合は資格者名簿番号を記入してください。

## 3 物品の供給に係る見積参加申込み

区 分	参加申込の年月日	備 考
小規模事業者	年 月 日	
新規開業者等	年 月 日	

※ 小規模事業者、新規開業者の参加申込をしている者は、参加申込の年月日を記入してください。

4 参加を希望する区分  
エリア1(地区)

区分	本店・支店等の有無		参加希望の有無	
虻田・伊達地区	有	無	有	無
室蘭A地区	有	無	有	無
室蘭B・登別地区	有	無	有	無
苫小牧A・白老地区	有	無	有	無
苫小牧B地区	有	無	有	無
厚真・安平地区	有	無	有	無
むかわ地区	有	無	有	無

該当する欄の有無を○で囲んでください。

## エリア2(地域)

区分	参加希望の有無	
胆振西部地域	有	無
胆振東部地域	有	無

該当する欄の有無を○で囲んでください。

## 5 胆振総合振興局管内の支店、営業所又は出張所

区 分	名 称	住 所
支 店		
営業所		
出張所		

## 6 連絡先

電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス(必須)	
担当者の職・氏名	

※ 貴社の連絡先(複数可)を記入してください。メールにて見積内容を通知しますので必ず記載してください。

物品の購入に係る定時見積内容変更申込書

年 月 日

北海道教育庁胆振教育局長 様

住 所 ㊦

商号又は名称

代表者職・氏名

北海道教育庁胆振教育局が実施する道立学校の物品の購入に係る定時見積申込内容を変更したいので、次のとおり申込みます。

記

1 参加を希望する対象契約

対 象 契 約	(変更前)		(変更後)	
	参加希望の有無	参加希望の有無	参加希望の有無	参加希望の有無
(1) 共通物品(文具)の購入	有	無	有	無
(2) 共通物品(日用品)の購入	有	無	有	無
(3) 共通物品(OA・電気用品)の購入	有	無	有	無
(4) 文具・事務用品(消耗品)、図書室用品 パソコン周辺機器の購入	有	無	有	無
(5) 事務機器(備品)の購入	有	無	有	無
(6) 什器・家具の購入	有	無	有	無
(7) 台所用品・清掃用品の購入	有	無	有	無
(8) 家電製品の購入	有	無	有	無
(9) 一般教材の購入	有	無	有	無

該当する欄の有無を○で囲んでください。

2 参加を希望する地域  
エリア1(地区)

区分	(変更前)				(変更後)			
	本店・支店等の有無		参加希望の有無		本店・支店等の有無		参加希望の有無	
虻田・伊達地区	有	無	有	無	有	無	有	無
室蘭A・登別地区	有	無	有	無	有	無	有	無
室蘭B地区	有	無	有	無	有	無	有	無
苫小牧A・白老地区	有	無	有	無	有	無	有	無
苫小牧B地区	有	無	有	無	有	無	有	無
厚真・安平地区	有	無	有	無	有	無	有	無
むかわ地区	有	無	有	無	有	無	有	無

エリア2(地域)

区分	(変更前)		(変更後)	
	参加希望の有無	参加希望の有無	参加希望の有無	参加希望の有無
胆振西部地域	有	無	有	無
胆振東部地域	有	無	有	無

該当する欄の有無を○で囲んでください。

3 胆振総合振興局管内の支店、営業所又は出張所  
(変更前)

区 分	名 称	住 所
支 店		
営業所		
出張所		

(変更後)

区 分	名 称	住 所
支 店		
営業所		
出張所		

4 連絡先  
(変更前)

電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	
担当者の職・氏名	

(変更後)

電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	
担当者の職・氏名	

※ 貴社の連絡先(複数可)を記入してください。メールにて見積内容を通知しますので必ず記載してください。

変更箇所のみ変更前と変更後の内容を記入してください。

( 業 者 名 ) 様

北海道教育庁胆振教育局長

定時見積参加者の指名について (通知)

あなたを、      年度において北海道教育庁胆振教育局が実施する道立学校の物品の購入に係る定時見積りの参加者として指名しましたので、通知します。

ついては、次の事項及び別添の定時見積参加心得に留意の上、定時見積りに参加してください。

## 記

## 1 対象契約

胆振教育局管内の道立学校が使用する物品の購入で、1件の予定価格が160万円未満の次の物品の購入契約とします。[(    ) 内に○が記載されている物品に限ります]

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| (1) 共通物品(文具)(共通物品一覧のとおり)        | (    ) |
| (2) 共通物品(日用品)(共通物品一覧のとおり)       | (    ) |
| (3) 共通物品(OA・電気用品)(別紙共通物品一覧のとおり) | (    ) |
| (4) 文具・事務用品(消耗品)、図書室用品、パソコン周辺機器 | (    ) |
| (5) 事務機器(備品)                    | (    ) |
| (6) 什器・家具                       | (    ) |
| (7) 台所用品・清掃用品                   | (    ) |
| (8) 家電製品                        | (    ) |
| (9) 一般教材                        | (    ) |

※共通物品一覧は胆振教育局ホームページに掲載しています。

## 2 定時見積参加区分の指定

- |                                 |
|---------------------------------|
| (1)      地区 (1件の予定価格が30万円未満の契約) |
| 地区                              |
| (2)      地域 (1件の予定価格が30万円以上の契約) |

## 3 定時見積りの執行

## (1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録(別紙3)を提示して行います。

## ア 提示の方法

次の(ア)から(ウ)に掲げる方法により提示します。

- |   |
|---|
| (ア) 北海道教育庁胆振教育局執務室(以下「執務室」という。)の所定の場所において閲覧に供します。 |
| (イ) ファクシミリ又は電子メールにより送信します。                        |
| (ウ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。                    |

## イ 提示の日時

(ア) 毎月、別途定める金曜日の午前10時から翌週水曜日の午後1時まで(金曜日又は水曜日が閉庁日の場合は翌開庁日)ただし、1件の予定価格が30万円以上の契約については木曜日の午後1時まで延長します。(木曜日が閉庁日の場合は翌開庁日)

(イ) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合はあらかじめ各参加者へ連絡します。

## (2) 見積書の提出方法

ア 見積書の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで受け付ける。

- |                        |
|------------------------|
| (ア) 執務室に設置した見積箱に投函する。  |
| (イ) 郵便等により、次の住所地に送付する。 |



〒051-8558 室蘭市海岸町1-4-1

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。）第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる（1件の予定価格が30万円未満の契約）場合であって、見積書に相当する書類を提出する場合は、次の方法によることもできる。

ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ：0143-22-6950（胆振教育局代表ファックス）

メールアドレス：ibkyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp

（件名には、「○月○日定時見積り」という文字を含ませること。）

(3) 契約の相手方の決定

ア 見積書の提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積りをした参加者を契約の相手方として決定します。

イ 決定の結果は、次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日の翌日までに発表します。

なお、閲覧等の期間は、次の契約内容の提示日の前日までとします。

(ア) 執務室において閲覧に供します。

(イ) ファクシミリ又は電子メールにより、当該見積りの参加者に対し送信します。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上ある場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定します。なお、この場合、見積書を提出した者が来庁してくじを引くものとするが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引くものとします。

エ 教育局長は、提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、2回目の定時見積りを行うものとします。

なお、別表1により1回目の定時見積りを行った場合は、2回目の定時見積りは予定価格に関わらず別表2により行うものとします。この場合において、定時見積りの契約内容の提示は、2回目であること、予定価格に関わらず別表2により行うことを明示するものとします。

オ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止めます。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表します。

(4) 発注等の通知

契約の相手方を決定したとき又は定時見積りを取り止めたときは、発注書（別紙4）より発注等の通知と受注内容の確認を行います。

4 指名の取消し

(1) 定時見積りの参加者（以下「参加者」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該参加者の資格を取り消します。

ア 定時見積りの参加者が、その資格を有しないこととなったとき（(2)に定める場合を除く。）

イ 物品の供給に係る見積参加者名簿から削除されたとき（物品の購入に係る競争入札参加資格者名簿に登載された者となったことによる名簿からの消滅の場合を除く。）

(2) 参加者が競争入札への参加を排除されたとき若しくは指名を停止されたとき又は物品の供給に係る見積参加申込者である参加者に競争入札への参加排除の要件若しくは指名停止の要件に該当する事実があることを知り、当該参加者を資格者の例により一定期間契約の相手方としないこととしたときは、これらの措置の期間に係る参加者の指名を取り消します。

(3) (1)及び(2)の規定により参加者の指名を取り消したとき又は参加を制限したときは、その旨を書面により当該参加者に通知します。